である。単純に労働投入量を減らすだけでは、商品・サービスの品質が低下し、集客・売上げの減少につながることから、結果として時間当たりの労働生産性が低下することとなる。

さらに、消費者に対して安全で信頼される商品・サービスを提供するため、適切な衛生・品質管理体制を整備し、これが形骸化しないよう改善に努めるとともに、消費者の信頼及び満足感を確保するため、事業者と消費者の間で双方向の的確なコミュニケーションを行うことが必要である。

4　経営力向上の取組内容に関する事項

一　（略）

二　経営力向上に関する取組内容

経営力向上を図るために有効と考えられる主な取組を次に掲げる。また、経営力向上計画の作成に当たっては、現に有する経営資源又は他の事業者から取得した又は提供された経営資源を高度に利用するものとして、次の①から㊱までの事項から、中堅・中規模事業者にあっては二つ以上、小規模事業者にあっては一つ以上の事項を選んで記載しなければならない。

〈営業活動に関する事項〉

（略）

〈コストの把握・削減に関する事項〉

（略）

〈マネジメントに関する事項〉

（略）

〈人材に関する事項〉

（略）

〈ＩＴ投資・設備投資・省エネルギー投資に関する事項〉

（略）

---

である。単純に労働投入量を減らすだけでは、商品・サービスの品質が低下し、集客・売上げの減少につながることから、結果として時間当たりの労働生産性が低下することとなる。

さらに、消費者に対して安全で信頼される商品・サービスを提供するため、適切な衛生・品質管理体制を整備し、これが形骸化しないよう改善に努めるとともに、消費者の信頼及び満足感を確保するため、事業者と消費者の間で双方向の的確なコミュニケーションを行うことが必要である。

4　経営力向上の取組内容に関する事項

一　（略）

二　経営力向上に関する取組内容

経営力向上を図るために有効と考えられる主な取組を次に掲げる。また、経営力向上計画の作成に当たっては、次の①から㊱までの事項から、中堅・中規模事業者にあっては二つ以上、小規模事業者にあっては一つ以上の事項を選んで記載しなければならない。

〈営業活動に関する事項〉

（略）

〈コストの把握・削減に関する事項〉

（略）

〈マネジメントに関する事項〉

（略）

〈人材に関する事項〉

（略）

〈ＩＴ投資・設備投資・省エネルギー投資に関する事項〉

（略）

---

第3　海外において経営力向上に係る事業が行われる場合における国内の事業基盤の維持その他経営力向上の促進に当たって配慮すべき事項

1　（略）

2　雇用への配慮

厚生労働大臣及び農林水産大臣は、人員削減を目的とした経営力向上計画を認定の対象としないなど、雇用の安定に配慮するものとする。なお、組織再編行為が従業員等に与える影響が大きいことに鑑み、事業承継等を行う場合にあっては、特に雇用の安定に配慮するものとする。

3　地域経済の健全な発展

厚生労働大臣及び農林水産大臣は、地域経済の健全な発展に配慮するため、地域経済やサプライチェーンの維持・強化に資する事業承継等を促進するものとする。

4～8　（略）

第4・第5　（略）

---

第3　海外において経営力向上に係る事業が行われる場合における国内の事業基盤の維持その他経営力向上の促進に当たって配慮すべき事項

1　（略）

2　雇用への配慮

厚生労働大臣及び農林水産大臣は、人員削減を目的とした経営力向上計画を認定の対象としないなど、雇用の安定に配慮するものとする。

（新設）

3～7　（略）

第4・第5　（略）

---

**附　則**

この告示は、産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十六号）の施行の日（平成三十年七月九日）から施行する。

**○厚生労働省・国土交通省告示第一号**

産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十六号）の施行に伴い、及び中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十二条第三項の規定に基づき、旅館業に係る事業分野別指針（平成二十八年厚生労働省国土交通省告示第二号）の一部を次のように改正し、同条第五項の規定に基づき公表する。

平成三十年七月六日

厚生労働大臣　加藤　勝信

国土交通大臣　石井　啓一

旅館業に係る事業分野別指針の一部を改正する告示

旅館業に係る事業分野別指針（平成二十八年厚生労働省国土交通省告示第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。